

証明予定事実記載書 3

令和2年10月26日

東京地方裁判所刑事第13部 殿

東京地方検察庁

検察官 検事 加藤 和 宏

被告人大川原化工機株式会社、被告人大川原正明、同相嶋静夫、同島田順司 に対する 関税法違反、外国為替及び外国貿易法違反 被告事件につき、検察官が証拠により証明しようとする事実は、下記のとおりである。

記

主な証拠

第1 本件噴霧乾燥器が貨物等省令3要件ハの「滅菌又は殺菌することができる」を充たす性能を有すること等

1 貨物等省令3要件ハの「滅菌又は殺菌」の解釈等

- (1) 経済産業省の通達「輸出貿易管理令の運用について」によれば、貨物等省令3要件ハの「滅菌又は殺菌」とは、物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することとされている。

甲2, 13,
70~72号証

このうち、当該装置から全ての生きている微生物を除去することを表す「滅菌」については、日本薬局方においては、全ての微生物を殺滅又は除去することをいうと定義されるとともに、その基準としては、あらゆる微生物を100万分の1に殺滅できるとされている。

当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することを表す「殺菌」については、細菌等の種類により人体に害を与える菌数が異なるため、一律の数値による基準はないものの、「伝染能力を破壊すること」とは、感染能力を失わせることと解されている。

2 微生物の死滅条件等

令和2年6月30日付け証明予定事実記載書2（以下「証明予定事実記載書2」という。）の第4の3アのとおり。 甲10～13号証

加えて、細菌等の微生物は、熱変による主成分の酵素が破壊された場合のほか、水分が枯渇した場合にも死滅し、感染能力が失われる。

3 本件噴霧乾燥器の客観的性能等

(1) RL-5について、証明予定事実記載書2の第4の3イのとおり。 甲8, 9号証

(2) L8-1について、証明予定事実記載書2の第5の3イのとおり。 甲43号証

4 本件噴霧乾燥器が貨物等省令3要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」に該当すること等

本件噴霧乾燥器で、証明予定事実記載書2の第4の3ア記載の腸管出血性大腸菌O157等を製造した場合、前記2及び3を踏まえると、本件噴霧乾燥器は、いずれも腸管出血性大腸菌O157等を殺滅することができるものであるから、貨物等省令3要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」に該当する。 甲13～16, 44～46号証

第2 被告人大川原正明、同相嶋静夫及び同島田順司（以下「被告人3名」という。）が本件噴霧乾燥器について、貨物等省令3要件ハに該当するものであることを認識していたこと等

1 被告人3名において、本件噴霧乾燥器を空焚き状態にすれば、その内部温度がある種の細菌については、それを殺菌することができる程度の高温になる性能を有するものであることを認識していたこと等

(1) 本件噴霧乾燥器のカタログの記載内容等

ア RL-5等のカタログの記載内容等

RL-5等のカタログの標準仕様一覧には、RL-5の熱風入口温度として250℃との記載がある。 甲4, 36, 69号証

そして、同表の注欄には、水分蒸発量の表示に関して「水分蒸発量の表示はRL-5熱風入口温度250℃、出口温度100℃を基準としています。」「水分蒸発量の（）内数値

は熱風入口温度300℃、出口温度100℃の時を示しています」の旨の記載がある。

イ L-8 i等のカタログの記載内容等

L-8 iについても、そのカタログの標準仕様表には、熱風最高温度として250℃との記載があり、注欄には、水分蒸発量の表示が熱風入口温度250℃、出口温度100℃を基準としている旨の記載がある。

甲36, 40,
67, 69号証

(2) 被告人3名の経歴・地位等

ア 被告人大川原は、昭和62年に代表取締役役に就任し、以後、被告会社の業務全般を統括していた。

甲36, 乙1,
28, 33号証

イ 被告人相嶋は、昭和60年頃、開発部職員として被告会社に入社し、噴霧乾燥器を主とする設計を担い、平成19年には専務取締役経営企画室長となり、平成26年に取締役役を退任し顧問となったが、社長特命室（経営企画室から改称）で、被告人大川原の業務を補佐していた。

甲36, 乙4,
10, 11,
28, 33号証

ウ 被告人島田は、昭和61年、被告会社に入社し、平成14年取締役役に就任し、平成24年から、社長特命室で海外営業開拓に関する業務等に従事していた。

甲36, 乙16
~18, 28,
33号証

また、被告人島田は、被告会社において、噴霧乾燥器の輸出規制について実務担当者として経済産業省等との折衝を行っていた。

(3) 貨物等省令3要件の制定過程における被告人3名の言動等

ア 被告人大川原の言動等

(ア) 被告人大川原は、平成24年12月頃、被告人島田に指示して、後記ウ(イ)のとおり、経済産業省担当者の

乙7号証

(以下 A という。)宛てに、AG合意の規制文の表現を邦訳に反映させて規制対象となる噴霧乾燥器を専用機に限定することで、被告会社の噴霧乾燥器が規制対象とならないような提案をする内容のメールを送信させた。

(イ) 被告人大川原は、平成25年8月19日、経済産業省において、経済産業省担当者の台からパブリックコメントに関し、ヒアリングを受けた際、AG規制文（英

甲30, 31,
乙24~26号
証

文)と邦訳(省令部分イロハ)を比較すると、英文により定義される範囲と、邦訳で定義される範囲に相違があり、不整合が生じているなどと意見を述べた。

被告会社は、翌20日、パブリックコメントに同趣旨の意見を提出した。

- (ウ) 被告人大川原は、平成25年8月22日、被告会社の関連会社である[]の常務取締役[]に対し、パブリックコメントに、解釈案に関して「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器」という文言を加えるべきなどとする意見を提出するように依頼した。

甲30, 31,
54, 55, 乙
24~26号証

イ 被告人相嶋の言動等

被告人相嶋は、平成24年2月23日[]の会議室において、Aらから、AG中間会合の結果として、定置した状態で滅菌又は殺菌できるものという条件は、蒸気滅菌に限定すべきであるとの本邦の提案は他国の賛同が得られず、限定がないまま規制案が合意になる見込みである旨説明を受けた際「このままでは輸出できなくなるじゃないか。」などと激高し、また、前記条件に関して「殺菌できるものでは菌が残っている状態もあるので、生物兵器製造装置としては適さず、他の製造装置で規定されている考え方と同じく蒸気滅菌にするべき。」などと発言した。

甲28, 29,
52, 53,
乙12, 19,
20号証

ウ 被告人島田の言動等

- (ア) 被告人島田は、平成23年4月20日頃、システックの会議室で行われたヒアリングの席で、Aらに対し、噴霧乾燥器について説明した。

甲28, 29
乙19, 20号
証

- (イ) 被告人島田は、平成24年1月24日、被告会社の会議室において、噴霧乾燥器の規制条件を確認するため被告人島田らにヒアリングを行ったAらに対し、「入口温度から出口温度までを100度等高い温度で保つと滅菌、殺菌できる」などと回答した。

甲28, 乙18
号証

- (ウ) 前記イの場面には、被告人島田も同席しており、被告人

甲28, 29,

島田は、前記規制条件に関し、被告人相嶋の「殺菌できるものでは菌が残っている状態もあるので、生物兵器製造装置としては適さず、他の製造装置で規定されている考え方と同じく蒸気滅菌にするべき」旨の意見等に同調した。

乙19, 20号
証

(エ) 被告人島田は、被告人大川原の指示を受けながら、平成24年12月、Aとメールのやり取りをし、規制範囲を毒素や病原性微生物を乾燥するための専用の装置に限定するために、AG合意の規制文の「capable of drying toxins or pathogenic microorganisms」の表現を邦訳に反映させ、規制対象となる噴霧乾燥器について、「毒素や病原性を持つ微生物を乾燥できるという特徴を持つ噴霧乾燥器」と特定するよう求めた。

甲28, 乙7,
23号証

2 被告人3名において、本件噴霧乾燥器が貨物等省令3要件ハの要件に該当することを認識していたこと等

(1) 被告人3名が貨物等省令3要件ハの「滅菌又は殺菌をすることが出来るもの」には、被告会社及び被告人3名の主張・提案が反映されなかったことを認識していたこと等

ア 被告人3名において、AGの最終合意内容に、被告会社及び被告人3名の主張・提案が反映されなかったことを認識していたこと等

(ア) 被告人島田は、平成24年3月頃、A1から、メール又は電話で「蒸気滅菌に限定せず、滅菌・殺菌方法は、蒸気滅菌を含む全ての滅菌・殺菌方法とする」「乾燥滅菌でもある程度滅菌ができるということなので、滅菌及び殺菌の方法を指定せず、包括的な文言にせざるを得ない。」などと、滅菌又は殺菌の方法に限定を加えない旨伝えられた。

甲28, 29,
乙12, 21号
証

被告人相嶋もAからの前記メールを受け取っていた上、被告人島田から報告・相談を受けた。

被告人大川原も、被告人島田から、Aからの前記メールの内容等の報告を受けた。

(イ) 被告人島田及び同相嶋は、平成24年4月11日、A

甲28,

から、メールで、A Gにおいて、噴霧乾燥器について同年 2 月の中間会合で示された規制案のまま正式に合意された旨伝えられた。

乙 21, 22 号
証

被告人大川原は、被告人島田から同メールの内容等について報告を受けた。

イ 被告人 3 名が貨物等省令等においても被告会社及び被告人 3 名の主張・提案が通らなかったことを認識していたこと等

(ア) 被告人島田は、平成 24 年 12 月 19 日頃、A から、メールで、A G 合意の規制文の邦訳（政省令案）を受け取った。

甲 28, 乙 23
号証

被告人相嶋も、同メールを C C で受け取った上、被告人島田から報告・相談を受けた。

被告人大川原は、被告人島田から同メールの内容等の報告を受けた。

A は、同メールにおいて、貨物等省令 3 要件ハとして「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」と邦訳し、規制文の「capable of drying toxins or pathogenic microorganisms」については、かかる文言を翻訳し規定しても、毒素等を乾燥することが可能かどうか判断できないことから意図的に同文言を採用していない旨説明した。

(イ) 平成 25 年 9 月 27 日、パブリックコメントの結果が公示されたが、貨物等省令 3 要件ハに関する、それまでの被告会社及び被告人 3 名の提案等は反映されず、同年 10 月 15 日、貨物等省令等の一部改正が施行された。

甲 1, 30, 乙
24~28 号証

(2) 被告人 3 名において、本件噴霧乾燥器が輸出規制の対象となることを認識していたこと等

ア 前記 1 (3) のとおり、貨物等省令 3 要件ハの制定過程において、滅菌のみでなく、殺菌まで含み、かつその滅殺菌方法の限定がないままでは、被告会社のほとんど全ての噴霧乾燥器が規制対象となるとして、自社の噴霧乾燥器が規制対象とならないように蒸気滅菌に限定するようになど、文言等の限

定を主張していたが、最終的には、前記(1)のとおり、被告会社及び被告人3名の提案等が聞き入れられずに、現行の要件が規定され、被告人3名もそのことを認識していた。

イ 社内資料等の記載内容等

(ア) 平成24年及び平成25年における被告会社の年度計画には、噴霧乾燥器の輸出規制が脅威として記載されている。 乙22、24号証

(イ) 被告人島田は、平成24年4月25日、被告会社営業会議において、噴霧乾燥器の輸出については「基本的に許可申請が必要」と発言し、被告人大川原は、同会議に出席していたが、被告人島田の発言に対して異論は述べなかった。 乙22号証

同会議の議事録にも、被告人島田の前記発言が記載されており、被告人相嶋にはそのコピーが配布された。

以 上